

「流動人口データ提供サービス利用規約」新旧 比較表

(新) 改定後 (2026年2月19日付)	(旧) 現行 (2023年7月18日付)
<b>第1条～第12条 (略)</b>	<b>第1条～第12条 (略)</b>
<b>第13条 (本規約の変更)</b>	<b>第13条 (本規約の変更)</b>
1. 当社は、契約者の一般的な利益に適合する場合や合理的な理由がある場合、契約者の承諾を得ることなく、本規約の変更の効力発生日までに契約者へ通知することにより、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の本規約によるものとします。 2. (略)	1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約の変更予定日より1ヶ月前までに契約者へ通知することにより、本規約を随時変更できるものとします。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の本規約によります。 2. (略)
<b>第14条～第25条 (略)</b>	<b>第14条～第25条 (略)</b>